

2022年6月23日

各 位

上場会社名 東洋建設株式会社
代 表 者 代表取締役社長 武澤 恭司
(コード番号 1890 東証プライム)
問合せ先責任者 常務執行役員経営管理本部総務部長 佐藤 護
T E L 03-6361-5450

第100回定時株主総会第5号議案

(当社株式の大規模買付行為等への対応方針等の承認の件)の取下げに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第100回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の第5号議案を取り下げること決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本プレス・リリースにおける以下の用語は、それぞれ以下の意味を有します。

- ①「WK1~3」：ダブリューケイ・ワン・リミテッド（WK 1 Limited）並びにその共同保有者であるダブリューケイ・ツー・リミテッド（WK 2 Limited）及びダブリューケイ・スリー・リミテッド（WK 3 Limited）の総称
- ②「YFO」：WK1~3の実質的な出資者であり、山内万丈氏を代表理事とする Yamauchi-No.10 Family Office
- ③「Vpgら」：YFOの日本国内の事業会社である合同会社Vpg及び株式会社KITEの2社の総称

記

1. 取り下げる議案

第5号議案「Vpgらによる当社株式についての大規模買付行為等が行われる具体的かつ切迫した懸念があることに基づく当社株式の大規模買付行為等への対応方針（Vpgらによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策）の承認、及び、当該対応方針の有効期間中に大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに重大な違反をして大規模買付行為等を行った場合に当該対応方針に基づき対抗措置を講じることの承認の件」（以下「本議案」といい、本議案の承認対象である対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）

2. 本議案を取り下げる理由

当社は、2022年5月24日付けプレス・リリース（以下「5月24日付けプレス・リリー

ス」といいます。)及び本定時株主総会の招集ご通知(以下「本招集通知」といいます。)に記載のとおり、当社株主の皆様のご熟慮に基づくご判断に資するような十分な情報の提供がYFOグループからなされることを担保するための枠組みを設けることで、当社取締役会が十分な交渉力を確保した形で、Vpgらが提案している公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)につき実効的な協議を行うことを可能とすべく、2022年5月24日開催の当社取締役会の決議により本対応方針を導入し、また、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本定時株主総会において本議案を上程させていただくことを決定しておりました。

その後、当社の2022年6月9日付けプレス・リリースに記載のとおり、当社は、Vpgら及びWK1~3から、同月8日付けで、(i)当社取締役会が賛同を表明し、また当社株主に対して応募の推奨を行わない限り本公開買付け(第三者をして同様の公開買付けを行わせることを含みます)を開始しないこと(当社の同意なく、本公開買付けの前提条件①を放棄しないこと)、及び、(ii)2023年5月24日までの間、当社の事前の同意なく、市場買付けその他の方法を問わず、当社株式の追加取得及び本対応方針に定める「大規模買付行為等」を行わないこと等を誓約する旨の書簡を受領いたしました。さらに、同年6月13日付けプレス・リリースに記載のとおり、当社は、Vpgらから、同月11日付けで、本公開買付けを当社が検討する上で必要な情報を当社に対して積極的に提供することを誓約する旨の書簡を受領いたしました(当該6月8日付けの誓約及び6月11日付けの誓約を総称して、以下「両誓約」といいます。)

当社は、両誓約をも踏まえて、株主の皆様に対して十分な情報を提供し、熟慮に基づき本公開買付けを含む大規模買付行為等の是非をご判断いただくことができる環境をより一層確保するという観点から、本日までの間、YFOとの協議を継続してまいりました。その結果、当社としては、上記の各書簡及び本日までの間のYFOとの協議の内容から、YFOグループが、(i)本対応方針所定の情報の提供については最大限の努力を尽くすこと、及び、(ii)当社株式の追加取得についても、2023年5月24日までの間、株式公開買付けであると市場内買付け等であるとを問わず、本定時株主総会で新たに選任される当社取締役会が同意しない限りは一切行わないことを、それぞれ誓約したものと理解したため、当社取締役会が十分な交渉力を確保した形で本公開買付けの申込みにつきYFOとの間で実効的な協議を行うことを可能とする環境を確保するという本対応方針の目的は一応達成されていると考えられることから、YFOから本議案を取り下げるよう繰り返し強い要請があったことも踏まえ、YFOとの間で友好的かつ実効的な協議が行われることを阻害しないよう、真摯にYFOとの協議に臨むという当社としての姿勢を示すためにも、本日、当社取締役会において、本定時株主総会においては本議案を上程せず、取り下げることを決定いたしました。なお、当社特別委員会からは、当社取締役会が当該決定を行うことは適切である旨の意見を得ております。

また、当社は、本日付けで、YFO、Vpgら及びWK1~3に対し、別紙の書簡を送付し、当社として、上記の理解の下にYFOグループの両誓約を受け入れるとともに、YFOグルー

プにおいて、かかる理解に従って両誓約を遵守（当社が本公開買付けの提案を検討するために必要な本対応方針所定の情報の提供を含みます。）の上で、今後も当社と真摯かつ友好的に協議を継続することを要請しております。

当社は、引き続き、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、YFOグループとの間で真摯に協議を継続してまいります。

3. 本議案に対する議決権行使の取扱い

本議案に関する議決権の行使につきましては、無効なものとして取り扱うことといたしました。

4. 本対応方針の廃止

5月24日付けプレス・リリース及び本招集通知に記載のとおり、本議案の取下げに伴い、本対応方針は、本定時株主総会の終結の時をもって直ちに廃止されます。

以 上

2022年6月23日

東京都港区六本木六丁目2番35号4階
一般社団法人 Yamauchi No.10 Family Office
代表理事 山内 万丈 様

東京都港区六本木六丁目2番35号4階
合同会社 Vpg
代表社員 山内 万丈 様

東京都港区六本木六丁目2番35号4階
株式会社 KITE
代表取締役 山内 万丈 様

ケイマン諸島グランドケイマン KY1-1108、カマナ・ベイ、94 ソラリス・アヴェニュー、
ピーオーボックス 1348、ムーラン・ガバナンス・サービシズ(ケイマン)リミテッド

WK 1 Limited

代表者 Director マイルス・ペリーマン 様

ケイマン諸島グランドケイマン KY1-1108、カマナ・ベイ、94 ソラリス・アヴェニュー、
ピーオーボックス 1348、ムーラン・ガバナンス・サービシズ(ケイマン)リミテッド

WK 2 Limited

代表者 Director ローラ・マクギーバー 様

ケイマン諸島グランドケイマン KY1-1108、カマナ・ベイ、94 ソラリス・アヴェニュー、
ピーオーボックス 1348、ムーラン・ガバナンス・サービシズ(ケイマン)リミテッド

WK 3 Limited

代表者 Director レオ・カッサム 様

東洋建設株式会社

代表取締役 専務執行役員

経営管理本部長兼サステナビリティ担当

藪下 貴弘

承諾書

拝啓 時下益々ご清祥のことと存じます。

当社は、貴社らとのこれまでの協議及び貴社らによる数次に亘る強いご要請を踏まえて、今後、貴社らとの間で友好的かつ実効的な協議が行われることを阻害しないよう、真摯に貴社らとの協議に臨むという当社としての姿勢を示すためにも、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第100回定時株主総会（以下「本定時株主総

会」といいます。)において、第5号議案「Vpgらによる当社株式についての大規模買付行為等が行われる具体的かつ切迫した懸念があることに基づく当社株式の大規模買付行為等への対応方針（Vpgらによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策）の承認、及び、当該対応方針の有効期間中に大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに重大な違反をして大規模買付行為等を行った場合に当該対応方針に基づき対抗措置を講じることの承認の件」（以下「本議案」といい、本議案の承認対象である対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）を上程せず、取り下げることを決議いたしました。

したがって、2022年5月24日付けプレスリリース及び本定時株主総会の招集ご通知に記載のとおり、本対応方針は、本議案の取下げに伴い、本定時株主総会の終結の時をもって直ちに廃止されます。

以上の詳細につきましては、当社が本日公表するプレスリリースをご参照ください。

なお、当社は、貴社らによる2022年6月8日付け書簡による誓約及び同月11日付け書簡による誓約並びに貴社らとの今日に至るまでの協議の内容に基づき、貴社ら（その実質的な支配者と認められる山内万丈様を含みます。以下同じ。）は、(i)本対応方針所定の情報の提供については最大限の努力を尽くすこと、及び、(ii)当社株式の追加取得についても、2023年5月24日までの間、株式公開買付けであると市場内買付け等であるとを問わず、本定時株主総会で選任される取締役により構成される当社取締役会が同意しない限りは一切行わないことを、それぞれご誓約いただいたものと理解いたしましたので、本書面をもって、かかるご誓約を承諾し、受け入れることといたしました。それにより、貴社らによるご誓約については、当社との間で法的拘束力のある合意が成立いたしました。

上記のとおり、本対応方針は、本議案の取下げに伴い、本定時株主総会の終結の時をもって直ちに廃止されますが、貴社らにおかれては、今後、当社が了承した上記ご誓約を遵守（当社が合同会社Vpg及び株式会社KITEにより行われた公開買付けの提案を検討するために必要な本対応方針所定の情報の提供を含みます。）いただいた上で、今後も当社と真摯かつ友好的に協議を継続いただくことを、ここに要請いたします。

今後とも引き続きご理解の程を宜しくお願いいたします。

敬 具